平成２５年（フ）第５０５号
鹿児島県鹿児島市紫原３丁目18番30号　スカイハイツ102号
債務者　栗島　麻里
1　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　選子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４号
三重県度会郡玉城町佐田381番地３、前住所三重県度会郡玉城町田丸45番地５
債務者　里田　幸忠
1　決定年月日時　平成26年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第７号
千葉県君津市陽光台１丁目13番３号
債務者　廣部　和鷹
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１号
高知県南国市大埇甲1392番地　森田アパート３号
債務者　大川　晴美
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２２号
沖縄県島尻郡南風原町字本部489番地３コーポ本部202
債務者　前原　誠明
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１２号
茨城県つくば市北条1438番地１
債務者　遠藤　英樹
1　決定年月日時　平成26年２月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１８号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―816号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町木津字東山14番地の９
債務者　西村　直樹
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２１９号
堺市南区鴨谷台３丁３番６―816号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町木津字東山14番地の９
債務者　西村ジェニファーこと　ニシムラジェニファー　ランダンガノン
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
大阪府河内長野市緑ケ丘中町15番２号
債務者　眞鍋　利明
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
島根県安来市安来町664番地２
債務者　山﨑　和明
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
松江市法吉町238番地　第２淞北台団地３―316
債務者　佐々木苗美子
1　決定年月日時　平成26年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
沖縄県那覇市泊２丁目１番地21　尚平ビル503
債務者　山下　智子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２３号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目35番地　大名市営住宅13―506
債務者　伊波　圭太
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２６号
沖縄県那覇市久茂地２丁目17番18―303号久茂地第２マンション
債務者　山下　順子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第５２号
埼玉県川越市大字的場2747番地　的場団地Ｋ４―405号室
債務者　瀬山　博文
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５４号
埼玉県狭山市大字水野607番地の30
債務者　北原　　悦
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５９号
埼玉県比企郡川島町大字中山1727番地６
債務者　林　　政之
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部